○財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省令第　　号

環境省設置法の一部を改正する法律（令和八年法律第二十二号）の施行に伴い、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月三十日

財務大臣　片山さつき
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則の一部

を改正する省令

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則（平成十五年財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第四十四条中「地方環境事務所長」を「地方環境局長」に改める。

附　則

この省令は、令和八年七月一日から施行する。